

○厚生労働省告示第三百三十一号  
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第一項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、次の事業所を廃止する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。  
平成二十八年九月一日

厚生労働大臣

塩崎 恭久

| 登録検査機関の名称        | 廃止する事業所の名称             | 廃止する事業所の所在地           | 廃止の日         |
|------------------|------------------------|-----------------------|--------------|
| 一般財団法人日本食品分析センター | 一般財団法人日本食品分析センター九州支所   | 福岡県福岡市博多区下呉服町一番十二号    | 平成二十八年三月三十一日 |
| 一般財団法人日本冷凍食品検査協会 | 一般財団法人日本冷凍食品検査協会名古屋検査所 | 愛知県名古屋市中熱田区神野町一丁目十五番地 | 平成二十八年七月一日   |

○厚生労働省告示第三百三十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、代表者、主たる事務所の所在地及び当該登録検査機関が製品検査を行う事業所の名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。  
平成二十八年九月一日

厚生労働大臣

塩崎 恭久

1 食品衛生法第四条第九項の登録検査機関の代表者の変更

| 登録検査機関の名称               | 変更後の代表者の氏名 | 変更前の代表者の氏名 | 変更の日         |
|-------------------------|------------|------------|--------------|
| 一般財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センター | 三浦 洋嗣      | 東洋 彰宏      | 平成二十八年一月八日   |
| 株式会社エコプロ・リサーチ           | 増田 勝美      | 井澤 典彦      | 平成二十八年三月三十一日 |
| 一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センター     | 片桐 卓朗      | 後藤 弘之      | 平成二十八年四月一日   |
| 一般財団法人千葉県環境財団           | 志村 勇亮      | 齊藤 正昭      | 平成二十八年四月一日   |
| 一般財団法人食肉科学技術研究所         | 森田 邦雄      | 服部 昭仁      | 平成二十八年五月二十四日 |
| 一般社団法人全日検               | 代永 政秀      | 藤本 嘉和      | 平成二十八年五月二十七日 |
| 公益社団法人鹿児島県薬剤師会          | 上野 泰弘      | 内野 悟       | 平成二十八年五月二十九日 |

2 食品衛生法第四条第九項の登録検査機関の主たる事務所の所在地の変更

| 登録検査機関の名称       | 変更後の事務所の所在地        | 変更前の事務所の所在地       | 変更の日        |
|-----------------|--------------------|-------------------|-------------|
| エヌエス環境株式会社      | 東京都港区芝公園一丁目二番九号    | 東京都港区西新橋三丁目二十四番九号 | 平成二十八年六月十一日 |
| 一般社団法人山梨県食品衛生協会 | 山梨県甲府市小瀬町千四百五十五番地一 | 山梨県甲府市国母六丁目五番一号   | 平成二十八年七月一日  |

3 食品衛生法第四条第九項の登録検査機関が製品検査を行う事業所の名称の変更

| 登録検査機関の名称      | 変更後の事業所の名称               | 変更前の事業所の名称              | 変更の日       |
|----------------|--------------------------|-------------------------|------------|
| 一般社団法人日本貨物検査協会 | 一般社団法人日本貨物検査協会 理化学分析センター | 一般社団法人日本貨物検査協会 理化学分析研究所 | 平成二十八年六月一日 |

○経済産業省告示第二百二十九号

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第四百三十三号）第十三条の規定に基づき、同法第八条第一項に規定する指定発給機関である日本商工会議所から、同項に規定する発給事務を行う事務所の所在地の追加に係る変更の届出があったので、同法第二十四条第二項第一号の規定に基づき、公示する。  
平成二十八年九月一日

経済産業大臣 世耕 弘成

一 変更の対象となる経済連携協定 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令（平成十七年政令第十八号）第一条各号に掲げる経済連携協定

二 指定発給機関の名称 日本商工会議所

三 指定発給機関の住所 東京都千代田区丸の内二丁目五番一号

四 追加する発給事務を行う事務所の所在地

さいたま事務所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目七番五号

五 変更年月日 平成二十八年十月三日

○特許庁告示第十四号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第七十九条第一号及び第二号並びに第八十一条の規定に基づき、昭和五十三年特許庁告示第二号（国際事務局に対する手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。  
平成二十八年九月一日

特許庁長官 小宮 義則

- 一千三百三十五スイス・フラン 十四万三千七百円
- 二十五スイス・フラン 千六百円
- 二百スイス・フラン 二万一千六百円
- 三百スイス・フラン 三万二千四百円

附 則

1 この告示は、平成二十八年十月一日から施行する。

2 この告示による改正後の規定（第三号に係る部分を除く。）は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○特許庁告示第十五号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第八十条の規定に基づき、昭和六十年九月二十一日特許庁告示第二号（特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。  
平成二十八年九月一日

特許庁長官 小宮 義則

第一号中「二十三万三千九百円」を「二十一万三千円」に改める。

第二号中「十八万六千三百円」を「十六万七千五百円」に改める。

附 則

1 この告示は、平成二十八年十月一日から施行する。

2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。